平成３１年２月藤沢市議会定例会
議案第６１号資料

湘南台駅東口路上第１自転車駐車場，湘南台駅東口路上第２自転車駐車場及び善行駅東口自転車等駐車場の指定管理者の指定について

１　選定経過

（１）選定方法

「藤沢市指定管理者制度導入及び運用の基本方針」に基づき，指定管理期間中の同一施設の追加であるため，現指定管理者を特定して選定する。

（２）募集要項の提示

２０１８年（平成３０年）１０月１８日（木）

（３）申請書（事業計画書、収支予算書を含む）の受理

２０１８年（平成３０年）１１月１６日（金）

（４）選定結果

書類による内部審査により，現指定管理者である公益財団法人藤沢市まちづくり協会を指定管理者の候補者として選定する。

（選定理由）

①当該団体が実施する事業と当該事業は密接不可分な関係にあり，一体的な管理運営が必要と認められる。

②当該事業計画が高齢者雇用につながる本市の施策に沿った事業と認められる。

③当該団体は十分な実績及びノウハウを持ち，湘南台駅東口路上第１自転車駐車場，湘南台駅東口路上第２自転車駐車場及び善行駅東口自転車等駐車場においても効率的かつ効果的な施設管理が期待できる。

２　審査基準

（１）指定管理者であるための基本的理解

（２）管理運営能力

（３）施設の効用の発揮

（４）施設の管理

（５）危機管理体制

（６）管理運営経費

（７）市の施策への理解等

３　新設自転車駐車場等の概要
別紙のとおり

４　事業計画書（概要版）
別添のとおり

以　上

別紙

新設自転車駐車場等の概要

○湘南台駅東口路上第１自転車駐車場

型式：平面電磁ラック式自転車駐車場
収容台数：自転車　１０５台
利用種別：一時利用
支払方法：出庫時に精算機により精算。売上は翌日に係員が巡回して回収。

○湘南台駅東口路上第２自転車駐車場

型式：平面電磁ラック式自転車駐車場
収容台数：自転車　４１台
利用種別：一時利用
支払方法：出庫時に精算機により精算。売上は翌日に係員が巡回して回収。

湘南台駅周辺公共自転車駐車場配置

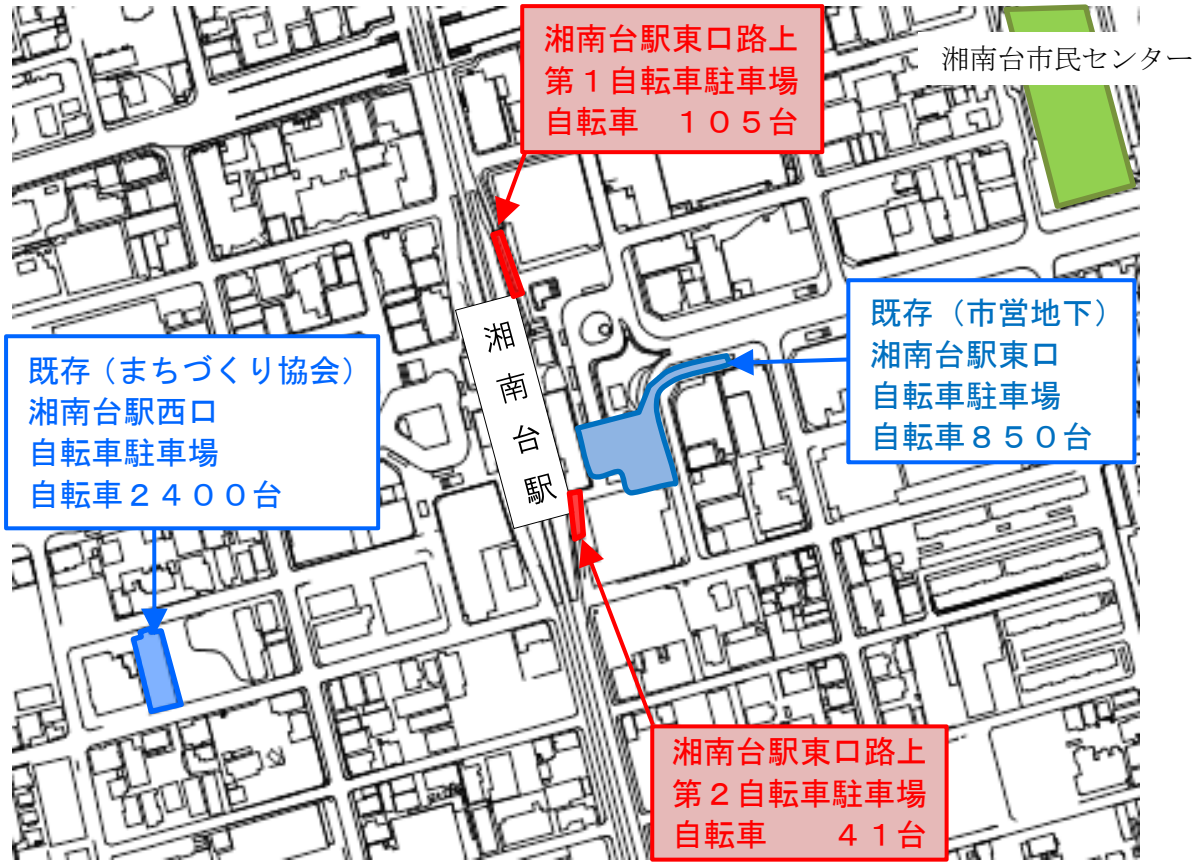

○善行駅東口自転車等駐車場

型式：平面ゲート式・チェーン式併用自転車等駐車場
収容台数：自転車１５０台，原動機付自転車４５台，自動二輪車２１台
（計２１６台）
自転車及び原動機付自転車はゲートによる入出庫管理
自動二輪車はチェーンによる入出庫管理
利用種別：定期・一時利用
支払方法：ゲート・チェーン式ともに，出庫時に精算機により精算。
売上は翌日に係員が巡回して回収。

善行駅周辺公共自転車駐車場配置

藤沢市自転車等駐車場

指定管理者事業計画書

（湘南台駅東口路上第１自転車駐車場
湘南台駅東口路上第２自転車駐車場
善行駅東口自転車等駐車場
追加）

（概要版）

公益財団法人藤沢市まちづくり協会

藤沢市自転車等駐車場 指定管理者事業計画書

目　次

管理運営の基本理念・方針等　・・・　２
管理運営組織・体制　・・・　４
法令遵守の取組　・・・　５
団体の管理運営実績　・・・　９
施設利用の促進、サービス向上に関する提案　・・・１１
自転車対策に資する自主的な提案　・・・１３
平等な利用の確保　・・・１４
利用者の意見聴取とその反映方法　・・・１５
施設の具体的な管理運営計画　・・・１６
危機安全管理体制　・・・１８
就業計画・人材育成　・・・２０
収支予算書　・・・２２
管理運営費の縮減　・・・２５
情報の管理体制　・・・２６
環境に対する配慮　・・・２８
人権施策　・・・２９
利用料金の設定、収納管理体制及び不正防止対策　・・・３０
地域や他団体との連携　・・・３２

管理運営の基本理念・方針等

◎ 自転車等駐車場の管理運営に係る基本的な理念

自転車等駐車場の設置目的・役割等に基づき、利用者の公平性を確保するとともに、利用者の利便性、安全性及び快適性を確保・向上するように努めます。

◎ 自転車等駐車場の管理運営に係る方針

Ⅰ 公平性を保った運営を目指します。

藤沢市によって設置された自転車等駐車場は、法令の目的を果たすため設置された公共施設であり、自転車等駐車場としての機能を最大限に発揮するとともに、利用者の公平性に重点を置き、管理運営にあたります。

Ⅱ 法令を遵守した運営を行います。

公の施設である自転車等駐車場の運営にあたり、地方自治法、藤沢市個人情報の保護に関する条例、藤沢市情報公開条例を始め関連する他の法令も遵守した運営を行います。

なお、既に指定管理者として備えて置くべき個人情報、情報公開の規程は整備済みとなっています。

Ⅲ 施設不具合の早期発見と適正な維持管理で施設の長命化を目指します。

施設不具合の早期発見と予防保全、事後保全については、日常の運営や巡回で実施し、状況を藤沢市へ報告し対応します。

Ⅳ 日頃の安全対策を行います。

定期的な巡回と防犯カメラによる監視を組み合わせ日頃の安全の確保に努めます。

また、施設利用者等の急病等に対しては、ＡＥＤの設置と、係員の救命講習受講を進めます。

Ⅴ 利用者の意見、要望を活かした利用者本位の駐車場の実現を目指します。

利用者の意見、要望の聴取には、専用の電子メール、意見箱、アンケートなど様々な方法をご用意します。

意見、要望は藤沢市に報告、協議し対応を決定します。

Ⅵ 地域、市民との協働による駐車場を目指します。

地域と連携した活動としては、藤沢市交通安全対策協議会の交通安全活動への協力をします。また、地域貢献活動事業として、ボランティア活動（施設周辺の美化活動等）を実施します。さらに、オリンピック開催年には、おもてなし事業を企画・実施します。

Ⅶ サービスの向上を目指します。

サービスの向上については、雨天時のサドル拭きサービスやラック設置施設での入出庫補助など、利用者本位のサービスに努めます。

Ⅷ 研修の充実により人材育成に努めます。

当協会は藤沢市の自転車等駐車場の管理について、業務受託、指定管理者の実績があり、

現場を熟知していますが、たゆまぬサービスの向上のため、継続して職員研修を実施します。

Ⅸ　これまでの実績を活かした管理に努めます。

これまでの実績を活かし、施設ごとに利用率増減を把握し、効果的、効率的な人員配置計画や利用者へのサービス提供に反映します。

◎　指定管理者制度への理解について

指定管理者制度は、民間事業者等の有する能力、経験、知識等を広く活用することにより、多様化する市民ニーズに効率的・効果的に対応するとともに、市民サービスの質の向上と経費の節減等を図ることを目的とした制度であり、さらに近年では、利用者増加、多様な自主事業の展開、地域連携・活性化への貢献といったソフト面から生まれる効果についても設置者から期待されていることを理解しています。

当協会は公益財団法人として当該指定管理事業を含め５つの指定管理事業を公益目的事業として位置づけ実施しており、新たに期待されている効果の実現に向け、引き続き役職員一体となって取り組んで参ります。

［追加］

（湘南台駅東口路上第１自転車駐車場・湘南台駅東口路上第２自転車駐車場・善行駅東口自転車等駐車場）

追加の３施設においても、他の２０施設と同様に、基本理念、方針に沿った管理運営を行います。

管理運営組織・体制

（現状の事業計画）

◎　指揮命令系統と責任体制、統括責任者について

Ⅰ　指揮命令系統について

利用者サービスの向上、安全管理、施設の維持・改善を機能的に実現するため、役割と責任を明確にした指揮命令系統で運営をコントロールします。

Ⅱ　責任体制、統括責任者について

・統括責任者には事務局長を配置します。事務局長は、前掲の管理運営の理念に基づく高い視座から、公共施設である自転車等駐車場の統括管理をします。

・シルバー人材センター事業に係る会員の就業に関しては、シルバー人材センター長がその役割と責任を果たします。

・自転車等駐車場の管理運営は自転車等駐車場管理事務所長が、その役割と責任を果たします。

自転車等駐車場管理事務所長は、ＰＤＣＡサイクルにより管理運営に係る方針を具体的に展開し、計画（PLAN）、実施（DO）、確認（CHECK）、改善（ACTION）をさせる役割と責任を果たします。

・自転車等駐車場管理事務所の職員は、管理運営に係る計画を具体的に実施し、確認、改善しながら、サービス品質の維持と向上を図る役割と責任を果たします。

・現場責任者は自転車等駐車場を巡回し、自転車等駐車場管理事務所長の指示、命令を徹底する一方、利用者の意見、要望、問題などを報告します。併せて自転車等駐車場のシルバー会員に日常業務を通じた指導研修（ＯＪＴ）を実施し、市民から信頼されるシルバー会員の育成を図ります。

・現場班長は率先して接客と管理にあたり、自ら範を示すことにより他のシルバー会員をとりまとめます。

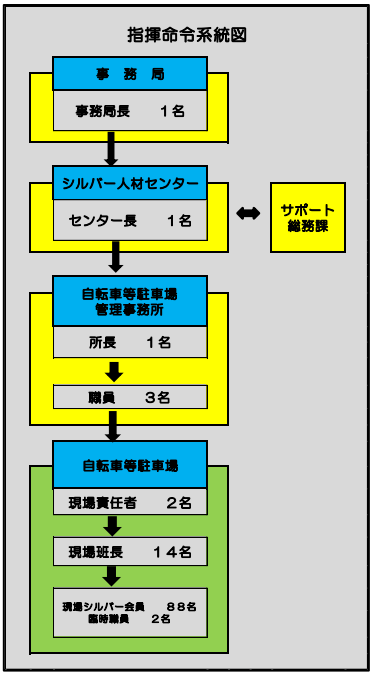

［追加］

（湘南台駅東口路上第１自転車駐車場・湘南台駅東口路上第２自転車駐車場・善行駅東口自転車等駐車場）

追加の３施設においても、他の２０施設同様の管理運営組織・体制で管理運営を行います。

法令遵守の取組

1　当協会の法令遵守への取組について

（１）当協会は、法令遵守の取組みを組織としての取組み（組織風土）と職員個人としての行動（個人資質）の取組みの両面から捉えています。

　そのため、人事制度改革や教育制度等を通じた組織風土の改革に取り組むとともに、職員の行動の規範を職員倫理要綱に照らして職務にあたるよう、取り組んでいます。

（２）施設を利用する様々な方々に常に公正で公平に対応するため、法令や規則など、決められた規則に従って行動する他律的な法令遵守を土台として、法令などで定められていない事柄についても、積極的に誠実に対応する自律的な法令遵守に取り組んでいます。

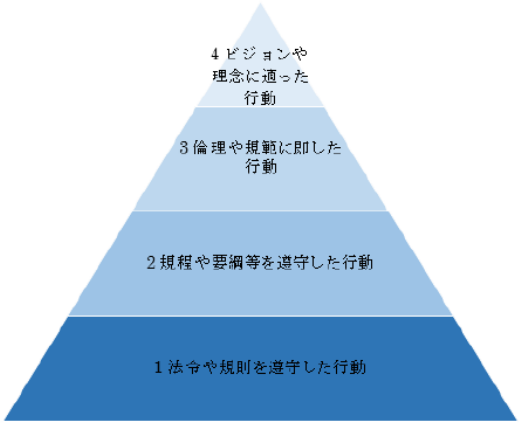

自律的な法令遵守の概念模式図

2　コンプライアンスに関わる事故が発生した場合の対応

（１）当協会では、コンプライアンスに関わる事故が発生した場合の対応のため、次のとおり通報、相談等に係る窓口を設けています。

①　内部公益通報窓口　総務課
②　雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口　総務課
③　事業に係る苦情　事務局各担当課並びに総務課
④　内部、外部ともその他の相談等窓口　総務課

（２）受付後の対応については、次の「受付後の対応基本手順」に従い事実確認や藤沢市への報告、協議や再発防止対策に着手します。

受付後の対応基本手順

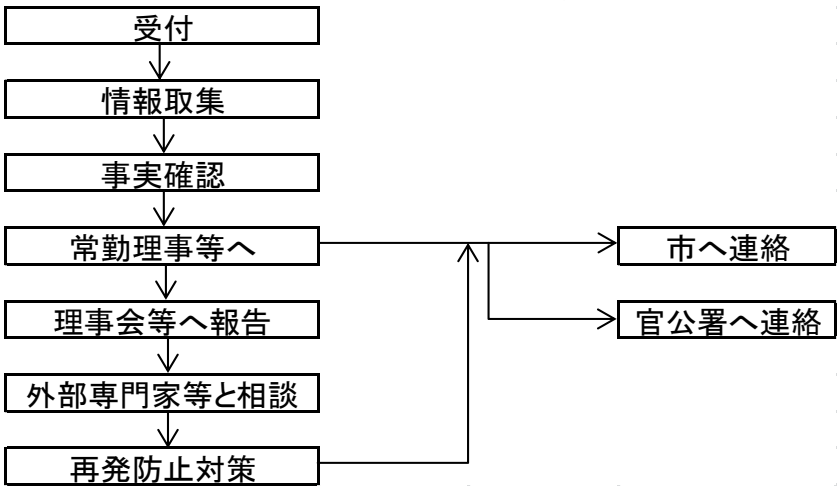

※　状況に応じ柔軟に対応するため、手順は変更する場合があります。
　また、通報者等への対応は適時最善の方法で行うものとします。

３ コンプライアンスに関わる対応を適切に行う仕組み

当協会では、コンプライアンスに関わる対応を適切に行うため、次の３つの制度が相互に連携して機能するように整備、運用及び改善を行っています。

（１）コンプライアンスに関する制度

① 内部統制制度の構築

当協会の内部統制制度は、定款第３９条の規定に基づき理事会の決議により、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制として、次のとおり構築しています。

藤沢市まちづくり協会内部統制制度

内部統制に関する基本方針	１ 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 ２ 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 ３ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 ４ 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 ５ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 ６ 監事がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項 ７ 前項の使用人の理事からの独立性に関する事項 ８ 理事及び使用人が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制 ９ その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制
全社統制の整備	
業務記述書及びフローチャートによる統制	
内部監査機能の強化	

② 内部公益通報制度の構築

公益通報者保護法の規定に基づく職員等による公益通報の処理に関し必要な事項を定め、通報対象事実が生じた際の受付、調査及び責任者並びに通報した職員の保護の体制を構築しています。

「業務記述書及びフローチャートによる統制」利用料収益処理の参考例

決算期	平成29年3月期
法人名	公益財団法人藤沢市まちづくり協会
サブ・プロセス名	利用者負担により個別に現金支払いが行われるプロセス（駐輪場管理等）
勘定科目	
プロセス責任者	
作成日/作成者	
更新日/更新者	

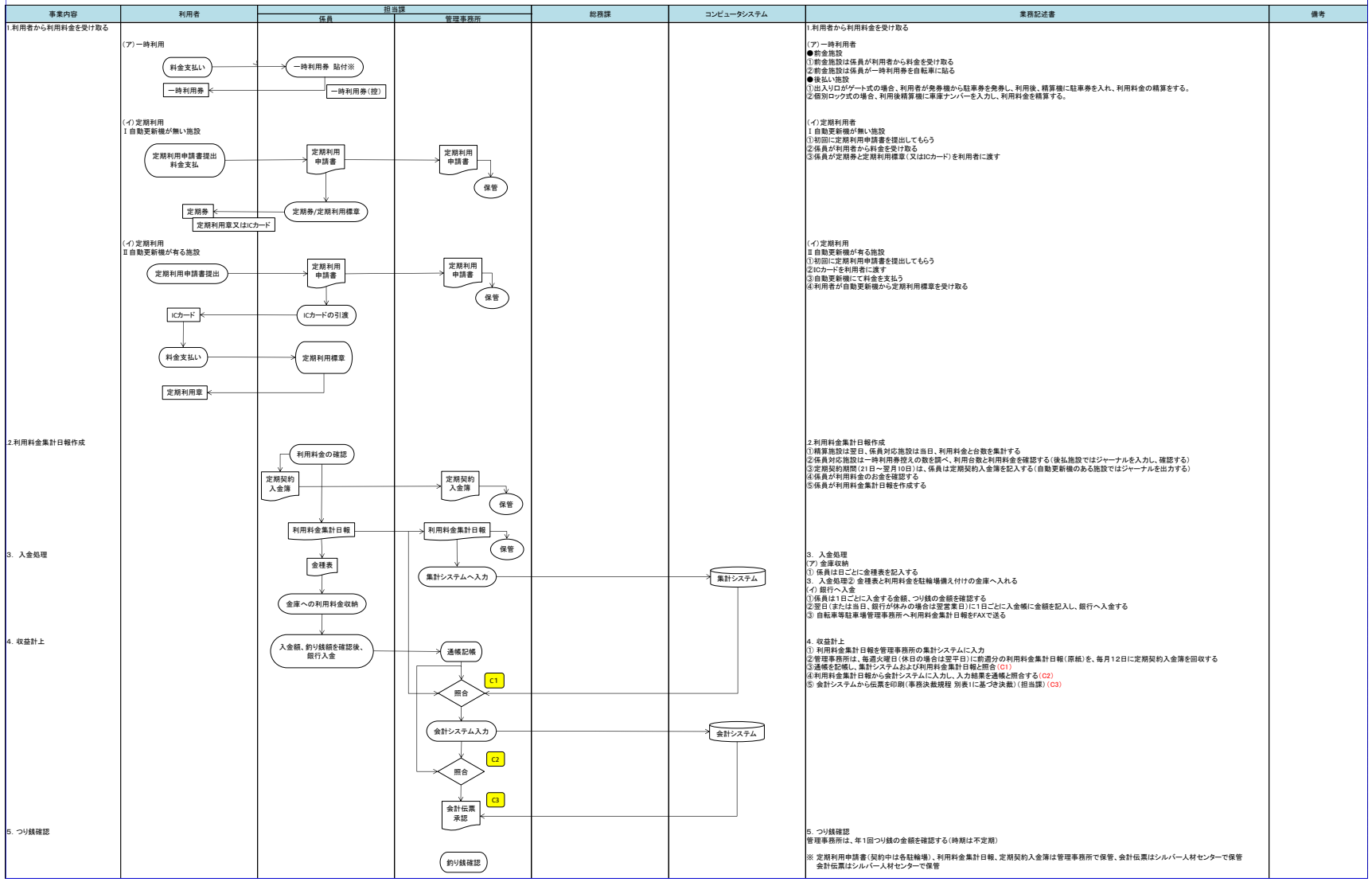

（２）コンプライアンスに関する規程等

当協会では、次のコンプライアンスに関する規程、要綱、基本方針及び要領等を制定し、協会内のイントラネットを通じて周知するとともに運用と見直しを行っています。

内部統制に関する基本方針、職員倫理要綱、内部公益通報の処理に関する要綱、職員の懲戒処分に関する指針
会計処理規程、文書取扱規程及び要綱、事務決裁規程、会印規程
不当行為等の対策に関する要綱、不当行為等対応マニュアル、
個人情報保護方針、個人情報の保護に関する規程及び要綱、公益財団法人藤沢市まちづくり協会が藤沢市の公の施設の指定管理者として行う業務に係る藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規程、個人情報保護事務取扱要領、個人番号及び特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針、個人番号及び特定個人情報取扱規程、防犯カメラ運用基準
情報公開規程及び要綱、評議員会及び理事会の会議の公開に関する要綱、公益財団法人藤沢市まちづくり協会が藤沢市の公の施設の指定管理者として行う業務に係る藤沢市情報公開条例施行規程、情報公開事務取扱要領
情報セキュリティポリシー、ＵＳＢメモリ取扱要綱
災害対策本部設置要綱、事業継続計画

（３）コンプライアンスに関する教育制度

人事制度改革に加え、教育制度等を通じた組織風土の改革の取り組みとして、次のとおりコンプライアンスに関する教育制度を実施しています。

① 職員の意識、知識への支援
- ｅラーニング教育、通信教育及び資格取得支援制度の実施
- 人権教育、接遇研修
- 個人情報保護及び情報公開研修
- リスク管理研修 など

② 専門的知識を有する職員の雇用、育成
- 司法試験合格及び司法修習修了者
- 社会保険労務士試験合格者
- 第一種衛生管理者、衛生推進者
- 建築物環境衛生管理技術者
- 三級知的財産管理技能士 など

団体の管理運営実績

自転車等駐車場等の管理業務実績

番号	名　称	所在地	団体の所有、受託管理の別	収容計画台数	管理期間	指定管理の有無
1	湘南台駅西口 自転車駐車場	藤沢市湘南台 2-11-3	団体所有	2,400	2005.9.1～	無
2	藤沢駅北口 市役所前第１ 自転車等駐車場	藤沢市藤沢 392-3	受託管理	502	2004.4.1～ 2022.3.31	有
3	藤沢駅北口 市役所前第２ 自転車駐車場	藤沢市藤沢 383-3	受託管理	564	2004.4.1～ 2022.3.31	有
4	藤沢駅北口 自転車等駐車場	藤沢市藤沢 438-8	受託管理	974	2006.4.1～ 2022.3.31	有
5	藤沢駅北口第２ 自転車等駐車場	藤沢市藤沢 574-3	受託管理	1,100	2015.4.1～ 2022.3.31	有
6	藤沢駅南口 自転車等駐車場	藤沢市南藤沢 19-3	受託管理	1,094	2004.4.1～ 2022.3.31	有
7	藤沢駅南口第２ 自転車駐車場	藤沢市鵠沼橘 1-26	受託管理	169	2004.4.1～ 2022.3.31	有
8	藤沢駅南口第２ ﾐﾆﾊﾞｲｸ駐車場	藤沢市南藤沢 32	受託管理	78	2004.4.1～ 2022.3.31	有
9	藤沢駅南口路上 自転車駐車場	藤沢市南藤沢 12-1	受託管理	56	2013.2.1～ 2022.3.31	有
10	藤沢駅南口路上 第２自転車駐車場	藤沢市南藤沢 32	受託管理	51	2016.1.4～ 2022.3.31	有
11	辻堂駅北口 自転車等駐車場	藤沢市辻堂新町 1-2000-16	受託管理	1,871	2004.4.1～ 2022.3.31	有

番号	名　称	所在地	団体の所有、受託管理の別	収容計画台数	管理期間	指定管理の有無
12	辻堂駅北口交通広場自転車駐車場	藤沢市辻堂神台 1-22	受託管理	673	2009.8.1～2022.3.31	有
13	辻堂駅南口自転車駐車場	藤沢市辻堂 1-1371-1	受託管理	882	2004.4.1～2022.3.31	有
14	長後駅東口自転車等駐車場	藤沢市長後 697-1	受託管理	1,098	2004.4.1～2022.3.31	有
15	長後駅西口自転車等駐車場	藤沢市下土棚 507-3	受託管理	450	2015.4.1～2022.3.31	有
16	湘南台駅東口地下自転車駐車場	藤沢市湘南台 1-43-13	受託管理	850	2000.11.1～2022.3.31	有
17	六会日大前駅東口自転車駐車場	藤沢市亀井野 1-36-1	受託管理	360	2004.4.1～2022.3.31	有
18	六会日大前駅西口自転車等駐車場	藤沢市亀井野 1772-1	受託管理	530	2004.4.1～2022.3.31	有
19	善行駅西口自転車等駐車場	藤沢市善行 1-3	受託管理	115	2017.4.1～2022..3.31	有
20	鵠沼海岸駅自転車等駐車場	藤沢市鵠沼海岸 2-5335-1	受託管理	1,341	2004.4.1～2022.3.31	有
21	鵠沼海岸駅第２自転車駐車場	藤沢市鵠沼海岸 2-6599-69	受託管理	220	2004.4.1～2022.3.31	有

施設利用の促進、サービス向上に関する提案

（現状の事業計画）

◎　利用の促進について

Ⅰ　ホームページによるＰＲ

自転車等駐車場専用ページ（スマートフォン対応）

http://fujisawa-jitensya-p.com/

にて、全自転車等駐車場の利用案内を行い、利用の促進に努めます。

Ⅱ　定期利用の空き状況と一時利用の満空状況の情報発信

定期利用の空き状況および藤沢駅、辻堂駅、湘南台駅周辺の自転車一時利用の満空状況をホームページで提供します。

Ⅲ　ビラ配布によるＰＲ

特に利用率の低い自転車等駐車場については、駐輪場の利用案内を印刷したビラを最寄駅で配布し、自転車等駐車場の利用に向けたＰＲをします。

Ⅳ　ユニバーサルデザインに配慮した駐車場案内の表示

駐車場内の案内表示を誰もが理解しやすい内容の表示にしていきます。

Ⅴ　入出庫の補助や説明

機械式の施設やラック設置施設では、機械やラックの使い方に不慣れな方や困難な方のために、入出庫の際の補助や説明を行います。

◎　サービスの向上について

Ⅰ　電動空気入れ機を設置

管理室に備えてある手動空気入れ機に加え、電動空気入れ機を設置し、２４時間利用可能とします。

Ⅱ　ＡＥＤの設置等

施設利用者等の急病等に備え、ＡＥＤの設置と、係員の救命講習受講を進め、的確な対処を図ることができる体制を整えます。

Ⅲ　高齢者、障がい者等向け駐車スペース設置

おもいやり駐車スペースを設置し、高齢者や障がい者等の利便向上に努めます。

Ⅳ　意見箱設置

利用者が自転車等駐車場に対して気軽に意見を寄せられるよう、各駐車場のわかりやすい場所にご意見箱を常設（係員有人時間帯）します。

Ⅴ　雨天時のサドル拭き

有人管理時間帯の雨天時には、会員による自転車サドル拭きを励行し、サービス向上に努めます。

Ⅵ　伝言板の設置

利用者向けに伝言板を設置し、簡単な伝言のやり取りや、利用者間での「お譲りします・譲ってください」コーナー等に活用していただきます。

Ⅶ　工具等の無料貸し出し

自転車等の簡易な手入れを行う工具の無料貸し出し、潤滑剤スプレー・虫ゴム等の無料提供により、利用者の利便性向上に努めます。

また、アンケートにて要望の多かった、傘、レインコート、防犯ネット等の無料貸し出しについて安全面を検証しながら順次実施していきます。

［追加］

（湘南台駅東口路上第１自転車駐車場・湘南台駅東口路上第２自転車駐車場・善行駅東口自転車等駐車場）

追加の３施設においても、他の２０施設同様に、施設利用の促進、サービス向上に努めます。

自転車対策に資する自主的な提案

（現状の事業計画）

◎　自転車対策について

Ⅰ　駅前自転車対策事業との連携

当協会が藤沢市から受託している駅前自転車対策事業（街頭指導・放置自転車撤去・撤去自転車保管）と連携し、放置自転車の防止に努めます。

Ⅱ　藤沢市交通安全対策協議会との連携した啓発業務

自転車安全点検や一時利用券への交通安全標語の印刷に加え、啓発物品の購入・配布、交通安全スローガンのぼり旗の設置を行うなど、藤沢市交通安全対策協議会の推進する交通安全活動に協力していきます。

Ⅲ　自転車歩行者道の安全通行指導

歩道での駐車場利用者と歩行者の事故防止のため、辻堂駅北口自転車等駐車場北側出入り口付近に週１回、朝の通勤時間帯にシルバー会員１名を配置し、安全の確保に努めます。

Ⅳ　一時利用状況の情報発信

藤沢駅、辻堂駅、湘南台駅周辺の自転車一時利用の満空情報をスマートフォンやタブレット端末に対応したホームページで提供し、混雑している施設を表示することにより、他の自転車駐車場への駐車及び他の公共交通機関への利用を促し、自転車の放置対策に努めます。

［追加］

（湘南台駅東口路上第１自転車駐車場・湘南台駅東口路上第２自転車駐車場・善行駅東口自転車等駐車場）

追加の３施設においても、他の２０施設同様に、放置自転車防止対策等の自転車対策に努めます。

平等な利用の確保

（現状の事業計画）

◎　平等な利用について

　利用者は公共施設に対し、「信頼感・公平感・安心感」を強く期待しています。私たちは、公益法人として長年に亘り多様な公益事業を展開しその期待に応えて参りました。自転車等駐車場の管理についても、マニュアルを整備し、管理方法や苦情対応について平等な対応となるよう最大限の注意を払い、利用者との良好な関係を築いて参りました。

　この経験を生かし、今後も公益法人としての社会的な責任を果たすため、次のとおり平等な利用の確保に努めます。

・マニュアルを活用したお客さま対応の統一と、研修による更なる向上に努めます。

・要望、苦情等への迅速な対応と各駐車場間での情報の共有化により、再発防止に努めます。

・ユニバーサルデザインに配慮した駐車場案内の表示を進めます。
　駐車場内の案内表示を誰もが理解しやすい内容の表示にしていきます。

［追加］

（湘南台駅東口路上第１自転車駐車場・湘南台駅東口路上第２自転車駐車場・善行駅東口自転車等駐車場）

　追加の３施設においても、他の２０施設同様、平等な利用の確保に努めます。

利用者の意見聴取とその反映方法

（現状の事業計画）

◎　利用者からの意見把握及びその反映方法について

利用者からの意見の把握は下記の手法により行います。

・職員、係員による聞き取り

・意見箱

・専用メールアドレス

メールアドレス　ｊｉｔｅｎｓｙａ＠ｆ－ｍａｃｈｉｋｙｏ．ｏｒ．ｊｐ

・アンケート調査

受け取った利用者からの意見は自転車等駐車場管理事務所の職員が現状の確認、整理、分析を行います。

その結果を藤沢市に報告、協議し反映します。

◎　クレーム発生抑制及びクレーム対応の工夫・仕組みについて

Ⅰ　クレーム発生抑制について

一般的なクレームは、利用者と「聞く」、「話す」、「理解する」といった基本的なコミュニケーションがスムーズに行えれば大部分の発生を抑えられると認識しており、シルバー会員全てが「サービス業」の自覚とホスピタリティーの気持ちを持ち接遇サービスに努めるよう、研修の受講を進めます。

Ⅱ　クレーム対応の工夫・仕組みについて

クレームが発生した場合、利用者のお気持ちを受け止める冷静な初期対応に努め、事実関係の確認フェーズから問題解決のフェーズへと移行し、トラブルに発展させないようにいたします。マニュアルと研修による、対応の一元化に努めるとともに、同じクレームの再発防止のため、クレーム事例の情報共有化に努めます。

クレーム対応の工夫･仕組み

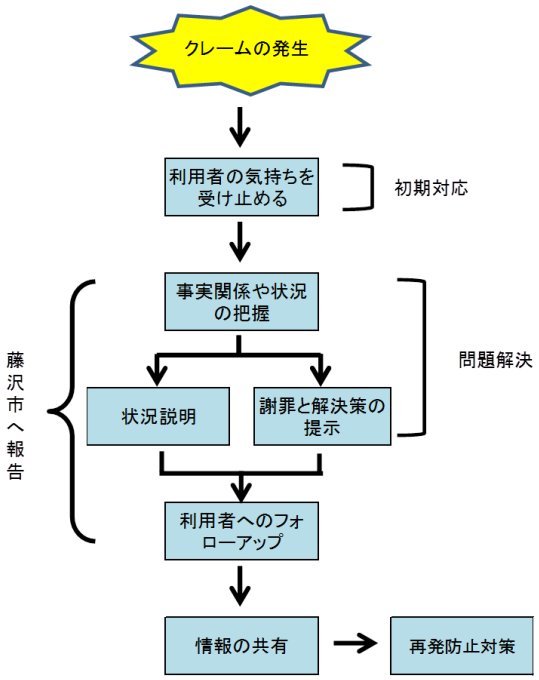

［追加］

（湘南台駅東口路上第１自転車駐車場・湘南台駅東口路上第２自転車駐車場・善行駅東口自転車等駐車場）

追加の３施設においても、他の２０施設と同様に、利用者の意見聴取とその反映に努めます。

施設の具体的な管理運営計画

（現状の事業計画）

◎　管理の仕様に記載した項目・内容についての具体的な計画

「管理の仕様及び実施基準」に基づき、剪定業務および設備の点検業務を計画的に行います。また、各施設の巡回業務等で発見した不具合等で小破修繕については、迅速に対応し、大規模な修繕が必要な場合には、速やかに藤沢市へ報告し、指示を受け的確な対応を行います。また施設での万一の事故に備え、施設賠償責任保険・保管者賠償責任保険に加入します。

◎　配置、勤務体制

Ⅰ　利用実態分析に基づくシルバー会員の配置

配置、就業体制は、利用者サービスの根幹に関わる重要な問題と認識しています。

当協会では自転車等駐車場の管理実績を最大限に活かしたサービスを提供するため、日頃のお客さまからの意見、要望に併せ、全施設の平日、土・日曜日の一時利用や定期の更新手続きについて、分析を行った結果（「利用実態分析表」）を係員の配置、勤務体制に反映します。

Ⅱ　配置、勤務体制の基本

この分析結果は「管理の仕様及び実施基準」に反映するとともに、「就業時間及び就業表」としてまとめました。

有人管理時間帯は１人以上の配置を基本とし、また、定期更新時期等の繁忙時、日曜・祝日・施設規模・利用台数等を考慮した柔軟なシルバー会員係員の配置により、適切な対応を行います。

◎　有人管理を行わない時間帯における管理方法

有人管理時間以外はセキュリティシステムによる警備を各施設の管理室に導入し、火災、侵入、盗難事故に備えます。

◎　再委託を予定している業務の内容及び再委託先の選定

Ⅰ　再委託を予定している業務

「管理の仕様及び実施基準」に基づき、消防設備保守点検業務、サイクルベア保守点検業務、セキュリティシステムによる警備業務など一部の専門知識、技能を必要とする業務については迅速な対応と最適な環境を維持するため、専門事業者に委託します。

業務再委託計画については、業務開始前に当協会の規程に基づき選定を行い、藤沢市へ再委託承諾の申請を行います。

Ⅱ　再委託先の選定について

再委託先は、藤沢市に登録した事業者及び市内事業者を優先し決定します。

選定基準は、公平性、透明性を高めるため藤沢市契約規則に準拠し制定した、藤沢市まちづくり協会契約に関する規程等に定める基準に基づき決定します。

［追加］

（湘南台駅東口路上第１自転車駐車場・湘南台駅東口路上第２自転車駐車場・善行駅東口自転車等駐車場）

◎管理の仕様に記載した項目・内容についての具体的な計画
　別紙１「管理の仕様及び実施基準」に基づき施設の維持管理を計画的に行います。

◎配置・勤務体制
　湘南台駅東口路上第１自転車駐車場、湘南台駅東口路上第２自転車駐車場へは、湘南台駅東口地下自転車駐車場から、また、善行駅東口自転車等駐車場へは、六会日大前駅西口自転車等駐車場から係員が巡回を行います。
　追加の３施設のシルバー会員係員の配置、勤務体制は、別紙２「就業時間及び就業表」のとおりです。

◎有人管理を行わない時間帯における管理方法
　巡回管理施設のため、ゲートシステム、ロック装置、精算機の故障等に対応するコールセンター警備を導入します。

◎再委託を予定している業務の内容及び再委託先の選定
　再委託は追加の３施設においても、他の２０施設と同様、一部の専門知識、技能を必要とする業務について行います。
　委託業者の選定は、藤沢市に登録した事業者及び市内事業者を優先し決定します。
　選定は、藤沢市契約規則に準拠し制定した、藤沢市まちづくり協会契約に関する規程等に定める基準に基づき行います。

危機安全管理体制

（現状の事業計画）

◎　施設の防犯対策

Ⅰ　巡回、防犯カメラの活用による防犯

有人管理時間帯は、定期的な巡回を行い、いたずら、盗難などの犯罪を未然に防止し、また、防犯カメラの設置、作動の案内を効果的にＰＲし、抑止力として活用します。

Ⅱ　警察官による夜間パトロールについて

防犯対策として、自転車等駐車場最寄りの交番の警察官に、夜間パトロール中の立ち寄りを依頼します。

Ⅲ　セキュリティシステムによる警備

各自転車等駐車場の管理室においてセキュリティシステムによる警備を実施します。

Ⅳ　防犯キャンペーンへの協力

藤沢市や警察署、交通安全協会が実施する防犯キャンペーン活動に協力し、ポスター掲示や呼びかけ活動を行い、防犯に対する取り組み姿勢をＰＲします。

Ⅴ　ＡＥＤの設置等

施設利用者等の急病等に備え、ＡＥＤの設置と、係員の救命講習受講を進め、的確な対処を図ることができる体制を整えます。

◎　安全管理体制

Ⅰ　安全管理体制

施設ごとに定期的な場内巡回を行うほか、現場責任者による全施設の巡回により異常の早期発見及び犯罪等の未然防止に努めます。

また、自動火災報知設備とセキュリティシステムが連動した施設においては、警備会社による遠隔監視により、火災及び管理室への侵入に２４時間体制で対応します。

火災及び地震等の緊急時においては、「自転車等駐車場管理運営マニュアル」及び「消防計画」に基づき避難誘導など利用者の安全確保を行うとともに、管理事務所への連絡や藤沢市、警察及び消防署等関係機関への迅速な通報及び報告を行い、適切に対処する体制を整えています。

また、当協会では自然災害に適切な対応が行えるよう、災害対策本部設置要綱を制定し災害対策に関わる組織、運営及び配備体制など必要な事項を定めています。併せて、当協会の事業継続計画で想定している大規模地震や新型インフルエンザ等の感染症に対応するため備蓄している資機材を藤沢市の災害対策に関する業務に協力する際にも活用します。

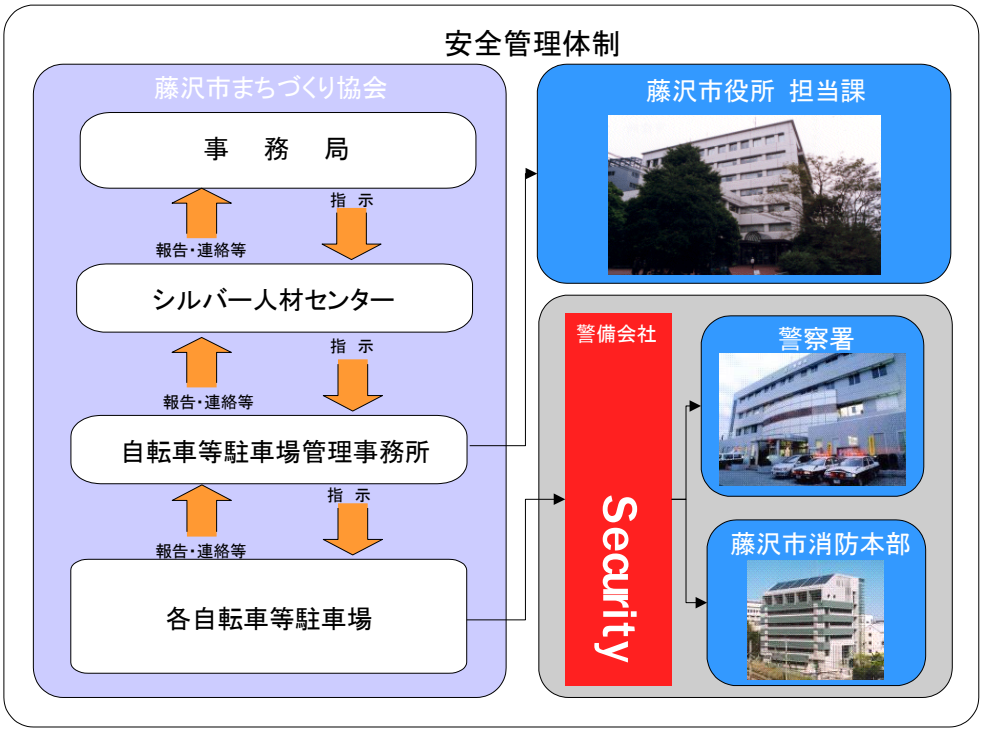

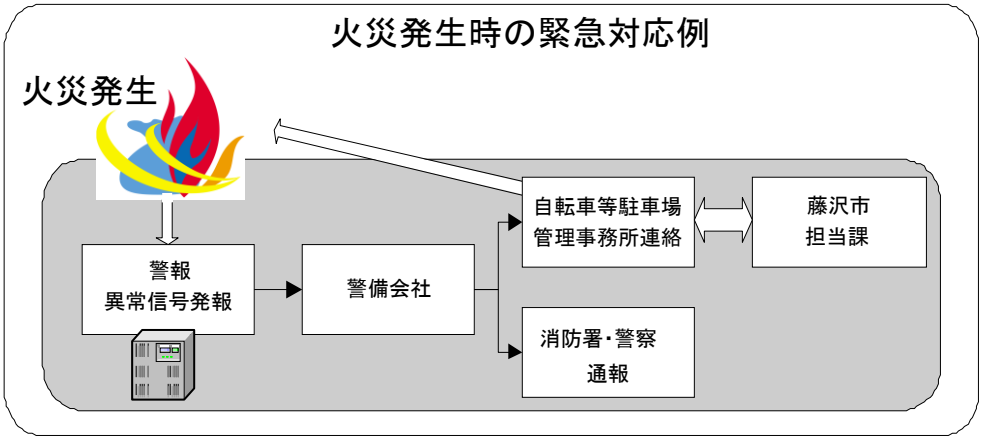

Ⅱ　消防計画

消防法第８条第１項の規定に基づき消防署に提出している消防計画は、「消防計画」のとおりです。

[追加]

（湘南台駅東口路上第１自転車駐車場・湘南台駅東口路上第２自転車駐車場・善行駅東口自転車等駐車場）

追加の３施設においても他の２０施設同様、施設の防犯対策等を行い、安全管理体制を整備します。

就業計画・人材育成

（現状の事業計画）

◎　シルバー人材事業の導入による事業推進の考え方

日本の高齢者人口は、２０２５年には約３人に１人が高年齢者になると見込まれており、藤沢市では４人に１人が高齢者になると推計されています。

当協会が運営するシルバー人材センターは、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の趣旨に基づき、神奈川県の指定を受けて設置されており、藤沢市の「いきいき長寿プランふじさわ２０１７」での「高齢者の就労・就業支援」の一躍をも担っています。

当協会シルバー人材センターでは、除草・清掃、植木剪定、草刈、駐車場・駐輪場管理業務等の高齢者の臨時的かつ短期的な就業又は軽易な業務に係る就業の機会を確保し、組織的に提供すること及び社会参加等を推進する事業を行うことで、高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会の実現に寄与しています。

当協会シルバー人材センターの平成２７年度における登録会員数は２，５００人で、実就業人数が９１１人となっており、このうち、自転車等駐車場に携わった会員の人数は１９１人で、約２割を占めていることから、自転車等駐車場の指定管理事業を最も重要な事業のひとつと考えています。

また、当協会が藤沢市から受託し、シルバー人材センターで行っている駅前自転車対策事業（街頭指導・放置自転車撤去・撤去自転車保管）との連携を図ることで、放置自転車防止の推進に努めていきたいと考えています。

◎　就業計画、人材育成、研修計画について

Ⅰ　就業計画について

シルバー人材事業の一環としての事業の実施により、安定・継続した就業環境を堅持します。シルバー会員については、施設の利用実態分析（「利用実態分析表」）に基づき就業を計画し、月１回の就業相談説明会やホームページ、テレフォン情報サービスによる自転車等駐車場業務の案内や就業条件（「会員及び会員の就業等に関する規定」のとおり）、業務内容の説明を行うことで、適性のある人員の確保に努めます。

Ⅱ　人材育成、研修計画について

・人材育成の考え方について

シルバー会員の育成にあたっては、安全、安心をご提供するサービス業としての自覚を目的に、現場責任者によるＯＪＴを中心に、巡回指導と接遇研修等を組み合わせた効果の高い研修を実施します。

・研修計画について

人材育成の考え方とともに、利用者サービスの向上及び個人情報の保護、安全管理対策として、継続して次の研修を実施します。

①　ＯＪＴ研修
②　人権教育・接遇研修
③　クレーム対応研修
④　個人情報保護および情報公開研修

◎　障がい者、高齢者の採用、市内の雇用創出について

Ⅰ　高齢者の採用、市内の雇用創出について

自転車等駐車場係員は、シルバー人材センターの登録会員（６０歳以上）を配置するこ

とにより、市内在住の高齢者の雇用創出に努めます。

Ⅱ　障がい者の採用について

障害者雇用促進法に基づいた障がい者の雇用率を達成しており、今後も障がい者の雇用を積極的に行います。

［追加］

（湘南台駅東口路上第１自転車駐車場・湘南台駅東口路上第２自転車駐車場・善行駅東口自転車等駐車場）

追加の３施設においても他の２０施設同様、シルバー人材事業の導入により事業を推進し、高齢者の就業環境の堅持と人材育成に努めます。

収　支　予　算　書（単　独）

湘南台駅東口路上第1自転車駐車場･湘南台駅東口路上第2自転車駐車場

（単位：千円）

		2019年度	2020年度	2021年度
収入	自転車等駐車場事業収入	5,115	5,115	5,115
	雑収益	0	0	0
	その他	0	0	0
	収入合計(A)	5,115	5,115	5,115
支出	給料手当	0	0	0
	法定福利厚生費	0	0	0
	臨時雇賃金	0	0	0
	退職給付引当金繰入額	0	0	0
	配分金	349	354	357
	福利厚生費	0	0	0
	旅費交通費	0	0	0
	通信運搬費	76	76	76
	消耗什器備品費	0	0	0
	消耗品費	5	5	5
	修繕費	0	0	0
	印刷製本費	5	5	5
	燃料費	0	0	0
	光熱水料費	96	96	96
	賃借料	0	0	0
	保険料	0	0	0
	手数料	102	102	102
	広告料	0	0	0
	租税公課	0	0	0
	委託費	1,176	1,176	1,176
	諸経費	52	52	52
	事務費	18	18	18
	市への賃借料相当額等の納付金	3,461	3,461	3,461
	支出合計(B)	5,340	5,345	5,348
収支差額金額(A)-(B)		-225	-230	-233

年度表記は次の年号が決まっていないため西暦表記とします。

消費税は８％で計算しています。

収　支　予　算　書（単　独）

善行駅東口自転車等駐車場

（単位：千円）

		2019年度	2020年度	2021年度
収入	自転車等駐車場事業収入	7,455	7,455	7,455
	雑収益	0	0	0
	その他	0	0	0
	収入合計(A)	7,455	7,455	7,455
支出	給料手当	0	0	0
	法定福利厚生費	0	0	0
	臨時雇賃金	0	0	0
	退職給付引当金繰入額	0	0	0
	配分金	349	354	357
	福利厚生費	0	0	0
	旅費交通費	0	0	0
	通信運搬費	76	76	76
	消耗什器備品費	0	0	0
	消耗品費	20	20	20
	修繕費	0	0	0
	印刷製本費	10	10	10
	燃料費	0	0	0
	光熱水料費	96	96	96
	賃借料	0	0	0
	保険料	0	0	0
	手数料	105	105	105
	広告料	0	0	0
	租税公課	16	16	16
	委託費	1,620	1,620	1,620
	諸経費	75	75	75
	事務費	18	18	18
	市への賃借料相当額等の納付金	4,964	4,964	4,964
	支出合計(B)	7,349	7,354	7,357
収支差額金額(A)-(B)		106	101	98

年度表記は次の年号が決まっていないため西暦表記とします。

消費税は８％で計算しています。

収　支　予　算　書（全　体）

（単位：千円）

		2019年度	2020年度	2021年度
収入	自転車等駐車場事業収入	329,929	331,828	333,695
	雑収益	30	30	30
	その他	0	0	0
	収入合計(A)	329,959	331,858	333,725
支出	給料手当	24,409	24,597	24,786
	法定福利厚生費	3,935	3,995	4,026
	臨時雇賃金	2,847	2,847	2,847
	退職給付引当金繰入額	242	244	246
	配分金	129,245	130,779	132,309
	福利厚生費	70	70	70
	旅費交通費	150	150	150
	通信運搬費	3,324	3,324	3,324
	消耗什器備品費	324	324	324
	消耗品費	3,500	3,500	3,500
	修繕費	3,300	3,300	3,300
	印刷製本費	4,245	4,245	4,245
	燃料費	240	240	240
	光熱水料費	9,894	9,894	9,894
	賃借料	1,877	1,877	1,877
	保険料	500	500	500
	手数料	3,634	3,634	3,634
	広告料	212	212	212
	租税公課	9,476	9,503	9,528
	委託費	22,273	22,273	22,273
	諸経費	3,300	3,319	3,338
	事務費	6,209	6,283	6,360
	市への賃借料相当額等の納付金	96,238	96,238	96,238
	支出合計(B)	329,444	331,348	333,221
収支差額金額(A)-(B)		515	510	504

年度表記は次の年号が決まっていないため西暦表記とします。

消費税は８％で計算しています。

管理運営費の縮減

（現状の事業計画）

◎　管理運営費の縮減策

Ⅰ　利用実態（分析表）に応じた、シルバー会員の効率的な配置による経費の縮減

全 19 施設の平日、土曜日及び休日の利用状況を分析し、実態に応じた就業体制により効率的な配置を行い、経費を縮減します。

Ⅱ　巡回管理による経費の縮減

次の施設においては、近隣施設からの巡回による一体管理を行うことで経費を縮減します。

巡回管理施設　藤沢駅南口第２ミニバイク駐車場
藤沢駅南口路上自転車駐車場
藤沢駅南口路上第２自転車駐車場
鵠沼海岸駅第２自転車駐車場
（仮称）善行駅西口自転車等駐車場

Ⅲ　効率的な契約の執行について

事務用機器等の借入れや保守点検等の委託契約の締結にあたっては、複数年に亘る契約を締結し、経費の縮減と業務の効率化を図ります。

Ⅳ　諸経費の削減

諸経費を利用料金収入の３％（現指定管理期間）から１%に削減します。

［追加］

（湘南台駅東口路上第１自転車駐車場・湘南台駅東口路上第２自転車駐車場・善行駅東口自転車等駐車場）

追加の３施設においても、他の２０施設同様、管理運営費の縮減に努めます。

近隣施設からの巡回による一体管理（湘南台駅東口路上第１自転車駐車場、湘南台駅東口路上第２自転車駐車場へは、湘南台駅東口地下自転車駐車場から、また、善行駅東口自転車等駐車場へは、六会日大前駅西口自転車等駐車場から係員が巡回）を行うことで経費を縮減します。

情報の管理体制

（現状の事業計画）

◎　個人情報の取り扱い

個人情報保護法及び藤沢市個人情報の保護に関する条例を遵守するほか、指定管理者として引き続き次の施策を継続します。

Ⅰ　個人情報保護方針

既に制定済みである個人情報保護方針は職員に周知徹底していますが、さらに当協会のホームページに掲載し公表することにより、第三者からの監視が可能な状態としています。

また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号及び特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針を定めています。

Ⅱ　個人情報に関する規程の整備状況

既に次の規程を整備、周知し個人情報の保護に努めています。

①公益財団法人藤沢市まちづくり協会個人情報の保護に関する規程
②公益財団法人藤沢市まちづくり協会個人情報の保護に関する要綱
③公益財団法人藤沢市まちづくり協会が藤沢市の公の施設の指定管理者として行う業務に係る藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規程
④公益財団法人藤沢市まちづくり協会個人情報保護事務取扱要領
⑤公益財団法人藤沢市まちづくり協会防犯カメラ運用基準
⑥公益財団法人藤沢市まちづくり協会ＵＳＢメモリ取扱要綱
⑦個人番号及び特定個人情報取扱規程

Ⅲ　個人情報管理責任者の選任

個人情報保護の責任体制として、個人情報管理責任者を選任し、法令遵守のため職員研修と管理体制の運用、改善を行っています。個人情報管理責任者の下で、個人情報管理補助者を選任し個人情報の保護に努めています。万一個人情報の事故により利用者に損害を与えた場合は、加入済みの個人情報賠償責任保険を活用します。

Ⅳ　個人情報取扱業務の登録と公開

個人情報を取り扱う業務については、条例の規定に基づき藤沢市に登録するとともに、藤沢市市政情報コーナーで一般に公開し、市民のチェックを受けることにより個人情報の取り扱いを徹底しています。

Ⅴ　個人情報保護研修の実施

個人情報の保護に関する研修を毎年継続して実施し、個人情報の取り扱いに対する十分な知識と認識を徹底します。

Ⅵ　委託会社への対応

委託会社との契約書には、藤沢市個人情報の保護に関する条例に従い個人情報を保護する条項を規定し対応しています。

Ⅶ　機密書類の取り扱い

個人情報を含む書類等の廃棄処分にあたっては、日々分別処理を施すとともに、シュレッダーにより処分しています。

◎　情報公開について

藤沢市情報公開条例を遵守するほか、当協会の情報セキュリティポリシーとともに、指定管理者として引き続き次の施策を継続します。

Ⅰ　情報公開に関する規程の整備状況

既に次の規程を整備、周知し保有する情報の公開に努めています。

①公益財団法人藤沢市まちづくり協会情報公開規程
②公益財団法人藤沢市まちづくり協会情報公開要綱
③理事会の会議の公開に関する要綱
④公益財団法人藤沢市まちづくり協会が藤沢市の公の施設の指定管理者として行う業務に係る藤沢市情報公開条例施行規程
⑤公益財団法人藤沢市まちづくり協会情報公開事務取扱要領

Ⅱ　理事会の会議の公開

透明かつ公正で開かれた運営を進めるため、理事会を原則公開としています。理事会は、どなたでも傍聴することができます。理事会開催の情報は、当協会のホームページに掲載しているほか、藤沢市まちづくり協会ビルにも掲示しています。

Ⅲ　積極的な情報開示

事業報告書、収支計算書など当協会の財務、運営状況を表す情報を、次の方法により積極的に公開しています。

・当協会ホームページのトップページのリンクより閲覧が可能です。
・全国公益法人協会ホームページのリンクより閲覧が可能です。
・藤沢市まちづくり協会ビルに書類として常備しており、パソコンが無くても閲覧が可能です。
・藤沢市市政情報コーナーに書類を常備してありますので、市役所でも閲覧が可能です。

［追加］
（湘南台駅東口路上第１自転車駐車場・湘南台駅東口路上第２自転車駐車場・善行駅東口自転車等駐車場）

追加の３施設においても、他の２０施設同様、適正な情報の管理に努めます。

環境に対する配慮

（現状の事業計画）

◎　環境に対する配慮に関する考え方について

藤沢市地球温暖化対策実行計画に基づき、藤沢市の良好な自然環境や生活環境を保全・向上するとともに、エネルギーの地産地消や効率的利用を進めることにより、豊かな環境を実感できる「郷土愛あふれる藤沢～松風に人の和うるわし 湘南の元気都市～」の実現を目指す藤沢市の取組を推進します。

◎　環境に対する配慮の実践方法、チェック方法について

Ⅰ　自転車等駐車場の効率的利用

自動車等による移動の代替え手段として、より多くの方に自転車の利用をしていただくために、限られた駐車スペースを有効に利用できる工夫をします。

Ⅱ　場内照明のＬＥＤ化

電気量の削減のために、各自転車等駐車場の場内照明を省エネ設備であるＬＥＤ蛍光灯化を図り、節電に努めます。

Ⅲ　一時利用券のリサイクル促進

自転車に巻き付けて使用する一時利用券に、ワンタッチのり付の一時利用券を採用します。（ただし、機械ゲート式は除く）

Ⅳ　環境配慮洗剤の利用

トイレや施設の清掃時は、自然素材を主成分とする洗剤を使用することで、環境に配慮します。

Ⅴ　管理事務所のエアコン温度設定

自転車等駐車場管理事務所内のエアコンによる室内設定温度を２８度とし、省エネに努めます。

［追加］

（湘南台駅東口路上第１自転車駐車場・湘南台駅東口路上第２自転車駐車場・善行駅東口自転車等駐車場）

追加の３施設においても、他の２０施設同様、環境に配慮した取組を進めます。

人権施策

（現状の事業計画）

◎　人権を守るための考え方

藤沢市人権施策推進指針（改訂版）に基づき、一人ひとりが自由、平等であり、差別や人権侵害があってはならないという人権尊重の視点に立って、管理運営を行います。

◎　人権を守るための取り組み

Ⅰ　挨拶、声かけに努め、利用者とのコミュニケーションを大切にします。

Ⅱ　利用者に対しては、相手の気持ちを傷つけるような言葉づかいに気をつけます。

Ⅲ　苦情対応において、相手の話をよく聴き、尊厳を損なうことのないよう誠意を持って対応します。

Ⅳ　一般職員を対象に、人権教育やｅラーニングによるメンタルヘルス、ハラスメント等の研修を行っています。

◎　障がい者への配慮についての考え方

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現を目指す「障がい者差別解消法」の趣旨に基づき、自転車等駐車場施設の指定管理者として、常に障がいをお持ちの方の権利・利益が守られるように配慮します。

◎　障がい者への配慮についての取り組み

「障がい」には肢体、視覚、聴覚、内部、知的、精神、発達、高次脳機能などの様々な種類があり、それぞれの障がいについて理解することが重要となります。

当協会では「障がい者差別解消法」に関する研修への参加や「藤沢市職員サポートブック」等を活用した研修会の開催により、障がい者への配慮についての取り組みを行い、障がい者への理解を深めるとともに的確な対応を心がけていきます。

障がいをお持ちの方をお手伝いする場合は、まず何かお困りのことがないか、お声掛けをして確認し、ご要望があればその内容を十分お聞きしたうえで、さりげなく、積極的に対応いたします。

なお、場内には自転車の入出庫補助などについて気軽に係員へお声掛いただけるよう、その旨を記載した掲示をします。

また、掲示には筆談等の用意があることも付記いたします。

その他、アンケート調査実施の際には、障がい者を対象とした設問を設定し、障がい者の意見を積極的に取り入れていきます。

［追加］

（湘南台駅東口路上第１自転車駐車場・湘南台駅東口路上第２自転車駐車場・善行駅東口自転車等駐車場）

追加の３施設においても、他の２０施設同様、人権を守るための取組を進めます。

利用料金の設定、収納管理体制、及び不正防止対策

（現状の事業計画）

◎　利用料金収入の収納管理体制、不正防止体制及び各施設からの集金体制

自転車等駐車場の管理運営組織については、５ページの管理運営組織・体制に記載した体制となっています

特に、収納管理体制、不正防止体制及び各施設からの集金体制は、業務が機能的にそれぞれ連動しているため、次の体制を構築しています。

お客さまから収納した利用料金は、「自転車等駐車場管理マニュアル」に従い、それぞれの自転車等駐車場から銀行に入金します。

自転車等駐車場管理事務所では自転車等駐車場から提出された日報の確認や銀行の通帳との照合により収納管理します。また、不正防止体制については、自転車等駐車場管理事務所と現場責任者の巡回体制により多面的な体制を築いています。

◎　定期利用料金、一時利用料金の収納方法及び不正防止対策

Ⅰ　定期利用料金の収納方法

新たに利用を開始される利用者については、利用希望階層、利用月数等を確認し、申請書をご提出いただき、利用料金を収納します。

収納後、定期利用承認証及び定期利用標章（機械式は定期カード）を交付し、更新時期についてのご説明を行い、定期利用の駐車場所についてご案内します。なお、定期利用が満車の場合は、予約簿により受付を行い、駐車可能となり次第ご連絡を差し上げます。

更新される利用者については、定期利用承認証または定期カードを提出していただき、利用月数等を確認し、利用料金を収納後、定期利用承認証及び定期利用標章を交付します。

定期自動更新機が設置されている施設では、新たに利用を開始される利用者については、申請書をご提出いただき、定期利用承認証(IC カード）を発行し、更新時期・購入方法等のご説明を行います。

利用料金については、定期自動更新機に定期利用承認証を置き、利用月を選択します。

利用料金を支払うと、定期利用承認証に書き込みを行い、定期利用標章が発行されます。

Ⅱ　一時利用料金の収納方法

利用料金は入庫時に収納し、一時利用券を交付し自転車等に貼付していただきます。機械ゲート式以外の駐車場では、有人管理時間以外に入庫された利用者については、会員の巡回により一時利用券の貼付がない自転車等を確認し、料金に係る未収票を貼付します。この場合は有人管理時間の出庫時にお支払いいただくことにより利用料金を収納します。

機械ゲート式の駐車場では、入庫時に一時利用券を交付し、出庫時に現金または電子マネー（利用可能施設のみ）で利用料金を精算し収納します。

精算機に収納された一時利用料金は、毎日回収し、ジャーナル（機械集計記録）をプリントします。管理室に戻り、金額を確認し、利用料金集計日報を作成して銀行に入金します。利用料金集計日報とジャーナルは定期的に自転車等駐車場管理事務所で回収し、通帳と照合します。

また、つり銭については、定期的にチェックし、適正に管理します。

なお、万一の事故に備え現金の保管、移動に関し動産総合保険に加入します。

電磁ロック式の場合は、利用者が自転車を電磁ロック装置に駐車し、出庫の際には精算機で現金または電子マネーで精算し、完了すると、ロックがはずれて出庫可能になります。

精算機に収納された一時利用料金は、毎日回収し、ジャーナル（機械集計記録）をプリントします。管理室に戻り、金額を確認し、利用料金集計日報を作成して銀行に入金します。利用料金集計日報とジャーナルは定期的に自転車等駐車場管理事務所で回収し、通帳と照合します。

また、つり銭については、定期的にチェックし、適正に管理します。

なお、万一の事故に備え現金の保管、移動に関し動産総合保険に加入します。

Ⅲ　不正防止対策について

各自転車等駐車場で収納した利用料金は、毎日作成する利用料金集計日報に記載し、複数の職員によるチェックを行います。また、利用料金集計日報は自転車等駐車場管理事務所でも入金との照合を行います。

一時利用については、一時利用券に通し番号を印刷し、１日で利用した利用券の番号を利用料金集計日報に記入することによる不正防止対策を実施します。

定期利用については、契約台数と定期利用標章の発行枚数をチェックすることによる不正防止対策を実施します。

各自転車等駐車場のつり銭については、定期的にチェックすることによる不正防止対策を実施します。

なお、万一の事故に備え現金の保管、移動に関し動産総合保険に加入します。

Ⅳ　自転車等駐車場の利用料金設定に対する考え方

利用料金については「藤沢市自転車等駐車場条例」に定める金額を利用料金として適用します。この理由は、藤沢市内の民間自転車等駐車場の料金との均衡を保ち、公共自転車等駐車場としての市民の負担の公平性を保持するとともに、財源の確保によりサービスの向上や施設改善等として市民に還元できるようにすることにあります。

なお、利用料金の減額、免除については「藤沢市自転車等駐車場条例施行規則」に従い実施します。

［追加］

（湘南台駅東口路上第１自転車駐車場・湘南台駅東口路上第２自転車駐車場・善行駅東口自転車等駐車場）

追加の３施設においても、他の２０施設同様に、利用料金の設定、収納管理体制の構築、不正防止対策を行います。

地域や他団体との連携

（現状の事業計画）

◎　地域団体や市民との連携について

地域団体や市民と連携することにより、より多くの方へ交通安全、防犯、マナーアップ等の啓発を行うことができ、これが、安全・安心なまちの実現につながると考えています。

また、藤沢市が実施している放置自転車対策等に寄与するため、地元の商店街等に積極的に働きかけ、協議・連携の場を設けていきたいと考えています。

Ⅰ　藤沢市交通安全対策協議会との連携について

自転車等駐車場では、一時利用券への交通安全標語の印刷、交通安全スローガン横断幕・のぼり旗の設置、交通安全やマナーアップ啓発ポスターの掲示、利用者には防犯・マナーアップのための啓発物品配布等、藤沢市交通安全対策協議会が推進する交通安全活動に協力します。

また、今後、藤沢市交通安全対策協議会へ加入し、同協議会が実施している交通安全啓発活動に積極的に参加することで、連携を強化します。

マナーアップ啓発物の例

Ⅱ　行政機関等との連携について

藤沢市や所轄警察署、交通安全協会が実施する防犯キャンペーン活動に協力し、自転車等駐車場内のいたずら、盗難等犯罪の防止に努めます。

Ⅲ　神奈川県自転車商協同組合藤沢支部等との連携について

地元藤沢の自転車商の組合である神奈川県自転車商協同組合藤沢支部等と連携し、自転車安全利用の促進を図ります。点検を希望する利用者及び地域市民の自転車を対象に、自転車安全整備士等による車体の整備状況の点検を年１回４ヶ所で実施します。所有者には点検結果を報告し、必要により修理業者を紹介するなど状況に応じたアドバイスを行い、安全な利用を促進します。

Ⅳ　地域貢献活動について

地域への貢献活動として、施設周辺の美化活動や２０２０年開催の東京オリンピックに向けたおもてなし事業を企画、実施します。

行動計画

・　交通安全意識の向上

場内ポスター掲示、ビラ・パンフレット等の配布を行い、交通安全意識・マナーアップの啓発を行います。

・　防犯意識の向上（防犯キャンペーン期間等に併せ随時）

自転車の二重施錠（ツーロック）や防犯登録の推進などに関し場内ポスター掲示、ビラ・パンフレット等の配布を行い、防犯意識の向上を図ります。

また、所轄警察署と連携し警察官による夜間パトロール中の立ち寄りを依頼するなど、無人時間帯の防犯強化に努めます。

・ 自転車車体点検（年１回４ヶ所）

・ 地域貢献活動

施設周辺でボランティア清掃を実施し、２０２０年の東京オリンピックに向け、施設へのフラワーポット設置等を企画、実施します。

［追加］

（湘南台駅東口路上第１自転車駐車場・湘南台駅東口路上第２自転車駐車場・善行駅東口自転車等駐車場）

追加の３施設においても、他の２０施設の管理運営と同様に、地域や他団体と連携します。